

## **【事案Ⅱ－１】後遺障害共済金請求**

・2022年8月24日 和解解決

### **<事案の概要>**

被共済者は、幻聴・被害妄想の症状（統合失調症）が悪化し継続入院している。被共済者の親は第1級後遺障害共済金を請求し、2019年12月に支払われた。さらに後遺障害状態が継続していることを共済事由として支払う生存給付金を2020年11月に請求したが、被申立人より「症状の改善がみられることから第1級後遺障害の状態が継続している状態には至らないと確認された」ことにより生存給付金の支払はできないとの文書を受け取った。

診断書上では病状が継続しているとの記載になっており、実際に入院を継続し社会生活復帰が見込めないことから、被共済者の親は第1回生存給付金150万円の支払いを求め、裁定の申立てをしたもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

被申立人は養老生命共済の第1回生存給付金150万円（後遺障害共済金の額の10%）を申立人に支払え、との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

- (1) 被申立人は、診断書および病院調査の結果、症状の改善が認められる（生存給付金の支払条件である第1級後遺障害状態が継続していない）とのことから生存給付金は支払わない、との判断をしているが、診断書にはこのような事は一言も書かれていない。
- (2) 第1級後遺障害の状態が現在も継続しているため退院できない状態が続いている。幻聴など統合失調症特有の症状が継続し家庭生活、社会生活復帰の見込みが立っていないことから、生存給付金の支払条件に合致しているため、生存給付金の支払を求める。

### **<共済団体の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

#### 2. 申立ての理由に対する答弁

「診断書（後遺障害証明書）」にて「抗精神病薬の投与、精神療法、作業療法を行い、幻聴は続いているものの、興奮や問題行動は少なくなった。恋愛妄想の訴えは続いている」との記載があり、症状の改善が認められるものと考えられ、また、「医療照会回答書」より統合失調症の状態について、「今後回復の可能性があり、また、食事、

入浴等の全日常生活動作において、他人の介助もしくは他人の指示の必要性はなく、高度の認知症や情意の荒廃等による常時監視は必要ない」との回答により、第1級後遺障害状態から症状の改善が認められるものと判断し、「被共済者が継続して第1級後遺障害の状態で生存していた時」には該当しないと判断する。

#### <裁定の概要>

審議会において、被共済者が入院している病院の診療録、看護記録を取り寄せ、さらに第三者機関からの意見書も含め、審議を行った。

その結果を踏まえ、できる限り早期に、かつ円満な解決を図る観点から、和解による解決を両当事者に打診したところ、両当事者は合意し和解解決となった。